

大木町議場システム更新業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月

福岡県三潞郡大木町

目次

1. 目的	1
2. 業務の概要	1
3. 選考方法	1
4. 参加資格	1
5. スケジュール	2
6. 参加手続き	2
7. 辞退届	3
8. 質問の受付及び回答	3
9. 企画提案書等の提出	3
10. 企画提案書作成要領	4
11. プレゼンテーションの実施	4
12. 審査結果	5
13. 契約の締結	5
14. 参加の無効	5
15. その他	5

1. 目的

本町の議場音響設備については、庁舎完成以来約40年間大きな更新が行われておらず、経年劣化等により関係機器に不具合が生じている。また、映像配信設備については、簡易的な機器を導入し運用しているが、こちらも機器の故障などにより配信が制限されている状況となっている。そこで、円滑な議会運営、町民への情報発信の充実及び議会事務の効率化を図るため議場システム等の更新・導入を目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名 大木町議場システム更新業務（以下「本業務」という。）
- (2) 委託業務内容 別添「大木町議場システム更新業務調達要件仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積上限額 33,634千円

※見積上限額は更新・導入のみ

（機器類の保守、システム使用料等は別途提示すること）

3. 選考方法

提出された会社概要書、企画提案書、見積書等の書類及び提案者におけるプレゼンテーションについて、「大木町議場システム更新業者選定委員会」が別に定める審査要領により総合的に審査・評価し委託候補者を決定する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。ただし、参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。なお、参加資格の確認後、委託候補者の決定日までの間に参加資格にかかる要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 大木町競争入札参加資格者名簿の「機械器具」で登録があること。なお、当該名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるものとし、代理人以外の者の申請を認めない。
- (3) 大木町指名停止措置要綱（平成19年要綱第10号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 大木町暴力団排除条例（平成22年大木町条例第2号）に規定する暴力団又は暴力

団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条
例に違反する行為がないこと。

- (6) 企業として、平成 31 年 4 月以降に官公庁への議場会議システムの導入実績を有し
ていること。なお、共同企業体に関連する実績も可とする。

5. スケジュール

内容	期日・期限
公募型プロポーザル提案参加表明書提出期限	令和 6 年 10 月 23 日（水）17 時まで
質問書の受付期限	令和 6 年 10 月 25 日（金）17 時まで
質問に対する回答期限	令和 6 年 10 月 29 日（火）17 時まで
企画提案書提出期限	令和 6 年 11 月 8 日（金）17 時まで
辞退届提出期限	令和 6 年 11 月 8 日（金）17 時まで
技術審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 11 月中旬 ※申請者へ別途通知
最終選考結果の通知	令和 6 年 11 月下旬予定
委託仮契約締結	令和 6 年 11 月下旬予定

6. 参加手続き

(1) 提出書類（各 1 部）

①提案参加表明書（様式第 1 号）

※調達が複数業者となる場合でも参加表明は 1 社が元請代表者として提出すること。

②会社概要書（様式第 2 号）

※会社概要のわかるパンフレット等も添付すること。

③業務実績報告書（様式第 3 号）

官公庁への議場システムの導入実績について、平成 31 年 4 月以降に完了したもの
の実績を記入すること。なお、共同企業体に関連する実績も含む。

※記載した内容について契約書の写し等実績を示す書類を添付すること。

④指名停止措置を受けていない旨の申出書（様式第 4 号）

⑤暴力団等排除誓約書（様式第 5 号）

⑥その他（企業として取得している認証・資格等があればそれを証する書類）

(2) 提出方法 持参又は郵送（電子メール不可）

①直接持参の場合

土・日・祝祭日を除く、8 時 30 分から 17 時までの間に直接持参すること。

②郵送の場合

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

(3) 提出期限 令和6年10月23日(水)17時まで

(4) 提出先

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1
大木町役場 総務課 人事庶務係

7. 辞退届

提案参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、提案参加辞退届(様式第6号)を令和6年11月8日(金)17時までに上記担当課宛に持参又は郵送すること。なお、参加を辞退した場合でも、今後の当町の入札、契約において不利益は生じないものとする。

8. 現地説明会

現地説明会は行わないため、確認が必要な場合は下記まで連絡のうえ現地確認を行うこと。

(1) 連絡先

大木町役場 総務課 人事庶務係 電話0944-32-1013

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法 所定の質問書(様式第7号)により必ず電子メールにて提出すること。

宛先メールアドレス somu@town.ooki.lg.jp

(2) 提出期限 令和6年10月25日(金)17時まで

(3) 回答方法 質問の回答は、随時質問者に対して電子メールにて回答し、質問事項及び回答内容のみを参加申込者全員に対して電子メールで周知を行う。

(4) 回答期限 令和6年10月29日(火)17時まで

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

①企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部

②業務見積書(様式第8号)及び明細書(任意様式)・・・・・・1部

(2) 提出期限 令和6年11月8日(金)17時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参及び郵送の内容は「6. 参加手続き」と同様

(4) 提出先

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田 255 番地 1
大木町役場 総務課 人事庶務係

(5) 到達確認 郵送で書類が到着したときには、提案者に対して書類が到達したことをメール又は電話で知らせる。

(6) 留意事項

- ①提出された提案書等は返却しない。
- ②提案書等は、提出後の差し替え、追加、修正等はできないものとする。
- ③提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ④提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ⑤提出された全ての提案書等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑥提出された提案書等は、大木町情報公開条例（平成 13 年大木町条例第 1 号）に基づく情報開示請求により公開する場合がある。

11. 企画提案書作成要領

(1) 提案項目

作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえて次の項目を記載し、理解しやすい内容構成とすること。

①業務実施体制

本業務における実施体制及び責任者を記載すること。

②業務実施工程

本業務における全体のスケジュールを記載すること。

③議場システム更新に関する提案

仕様書に記載する要件等について提案すること。

④業務実施方針

本実施要領及び仕様書の内容を踏まえ、本業務に対する姿勢や実施方針を記載すること。

⑤トラブル時等のサポート体制

トラブル、故障等緊急時における対応等について記載すること。

⑥保守点検業務等について

保守点検業務の回数及び内容並びに導入システムの使用料等に関する見積額を記載すること。

⑦自由提案

更新業務における有益な事項について追加提案等があれば記載すること。ただし、追加費用が必要となる提案は記載しないこと。

(2) 様式等

①提案書は、各ページ A 4 版（縦横自由）とし、左綴じまたは上綴じに製本すること。ただし、図表等については、A 3 版（A 4 版サイズに織り込むこと）でも可とする。

②文字のサイズについては、10.5 ポイント以上とすること。（表題及び図表を除く）

③提案書の表紙には、宛名「大木町長」、タイトル「大木町議場システム更新業務提案書」、提出年月日及び会社名を記載すること。

12. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和6年11月中旬予定

正式な日時については、書類提出期限後に通知する。

(2) 実施方法

次のとおりプレゼンテーションを実施するものとする。

- ①プレゼンテーションにかかる時間は、1者あたり60分程度（機器の準備に要する時間は除くものとし、説明25分以内、質疑35分程度）とする。
- ②事業者が事前に提出した企画提案書にもとづき実施すること。
- ③プレゼンテーション参加者は、システム操作を行う者も含め4名以内とし、責任者は必ず参加すること。
- ④プロジェクター及びスクリーンは本町で用意するが、プレゼンテーション用端末等
その他必要な機材は各社で用意すること。なお、使用しない場合は、プレゼンテーション前日までに担当課へ連絡すること。

13. 審査結果

審査の結果については、令和6年11月下旬に通知する。

14. 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者は、契約の際、本町と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することを原則とする。
- (2) 当該契約に当たり、プロポーザルの性質上、企画提案書に記載した内容をもって契約するとは限らない。
- (3) 選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合に当該業務の実施にかかる契約を締結することとする。

15. 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 指定する提出期限までに必要な書類が揃っていないもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの。
- (4) 見積上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- (5) 見積書の金額を訂正したもの。
- (6) 見積額と内訳書の金額が一致しないもの。
- (7) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があったもの。

16. その他

- (1) 企画提案については、1 者について 1 提案とする。
- (2) 提出書類は、一切返却しない。
- (3) プロポーザルの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (4) 審査内容及び審査経過は公表しない。
- (5) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (6) 提出書類については、大木町情報公開条例（平成 13 年大木町条例第 1 号）に基づき公開対象となる。